

## 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部

日時：令和2年5月26日（火）午前11時～

場所：区議会第1委員会室

### 議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

# 第25回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年5月22日（金）11時55分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月21日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,550,959	93,214
ロ シ ア	308,260	2,968
ブ ラ ジ ル	291,579	18,859
英 国	248,293	35,704
ス ペ イ ン	232,555	27,888
イ タ リ ア	227,364	32,330
ド イ ツ	178,473	8,144
ト ル コ	152,587	4,222
フ ラ ン ス	143,845	28,132
イ ラ ン	126,949	7,183
そ の 他	1,485,885	67,868
合 計	4,946,749	326,512

※ 204の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月21日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	5,075	247
大 阪 府	1,774	71
神 奈 川 県	1,302	68
北 海 道	1,018	77
埼 玉 県	996	46
千 葉 県	901	42
兵 庫 県	699	38
福 岡 県	658	25
愛 知 県	506	34
京 都 府	358	14
そ の 他	2,964	115
合 計	16,251	777

※チャーター便帰国者15名、空港検158名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況 5,075名（5月20日19時00分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者等 5,072名（うち死亡者247名）

## ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 2 1 日	第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## ○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
	第 1 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1 月 3 1 日	第 2 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 3 日	第 3 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 7 日	第 4 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 2 日	第 5 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 4 日	第 6 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 7 日	第 7 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 8 日	第 8 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 1 日	第 9 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 6 日	第 10 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 3 日	第 11 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 1 2 日	第 12 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 3 日	第 13 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 6 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3 月 2 7 日	第 14 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 3 0 日	第 15 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 1 日	第 16 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表

## 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

### ○ 各局における主な対応

#### (総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣

#### (政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（5月20日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）  
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続（戦略政策情報推進本部）
  - ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
  - ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入（財務局）
    - ・ 都庁展望室の休室
    - ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
    - ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知（主税局）
      - ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
      - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
        - ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
        - ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
        - ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始
- （生活文化局）
  - ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
  - ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
  - ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
  - ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
  - ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
  - ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
  - ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
  - ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
  - ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
  - ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
  - ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
  - ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
  - ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
  - ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
  - ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
  - ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供



- ・計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計 2950 台、酒精度浮ひょう 20 本）
- ・生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・広報東京都 5 月号 1 面・2 面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第 4 弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOS を 5 月 4 日から 6 日まで臨時開設
- ・都立文化施設等の休館期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始

#### （オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・都立スポーツ施設等の休館

#### （都市整備局）

- ・感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

#### （住宅政策本部）

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

#### （環境局）

- ・自然公園施設等の利用休止の実施

#### （福祉保健局）

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4 月 7 日受け入れ開始）

- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討  
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請  
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等をECサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起

- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

（人事委員会事務局）

- ・ 採用試験の延期  
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期

（東京消防庁）

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

## ○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

# 新型コロナウイルス感染症を 乗り越えるためのロードマップ

～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～

## はじめに

今、東京は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、かつて経験したことのない闘いの中にある。

この難局を乗り越えるためには、都民、事業者の方々との協力の下、東京の総力を結集して、感染症防止対策を講じながら、経済社会活動を維持していかなければならない。

そのために、本ロードマップでは、「感染症防止と経済社会活動の両立」を図りながら、「新しい日常」が定着した社会を実現するための取組や手順を示すこととする。

# ロードマップの5つのポイント

## 1 緊急事態宣言下においては、外出自粛等の徹底を通じて、感染を最大限抑え込む

- ・緊急事態宣言下では自粛要請を維持（STAY HOME ・ STAY in TOKYO）

## 2 適切なモニタリング等を通じて、慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図る

- ・感染状況や医療提供体制などの観点から7つの指標を用いて常にモニタリング
- ・2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に自粛を緩和

## 3 状況の変化を的確に把握し、必要な場合には「東京アラート」を発動する

- ・感染拡大の兆候を把握した場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼び掛け
- ・それでも再要請の目安を上回った場合などは、必要な外出自粛・休業を再要請し、感染拡大防止を徹底

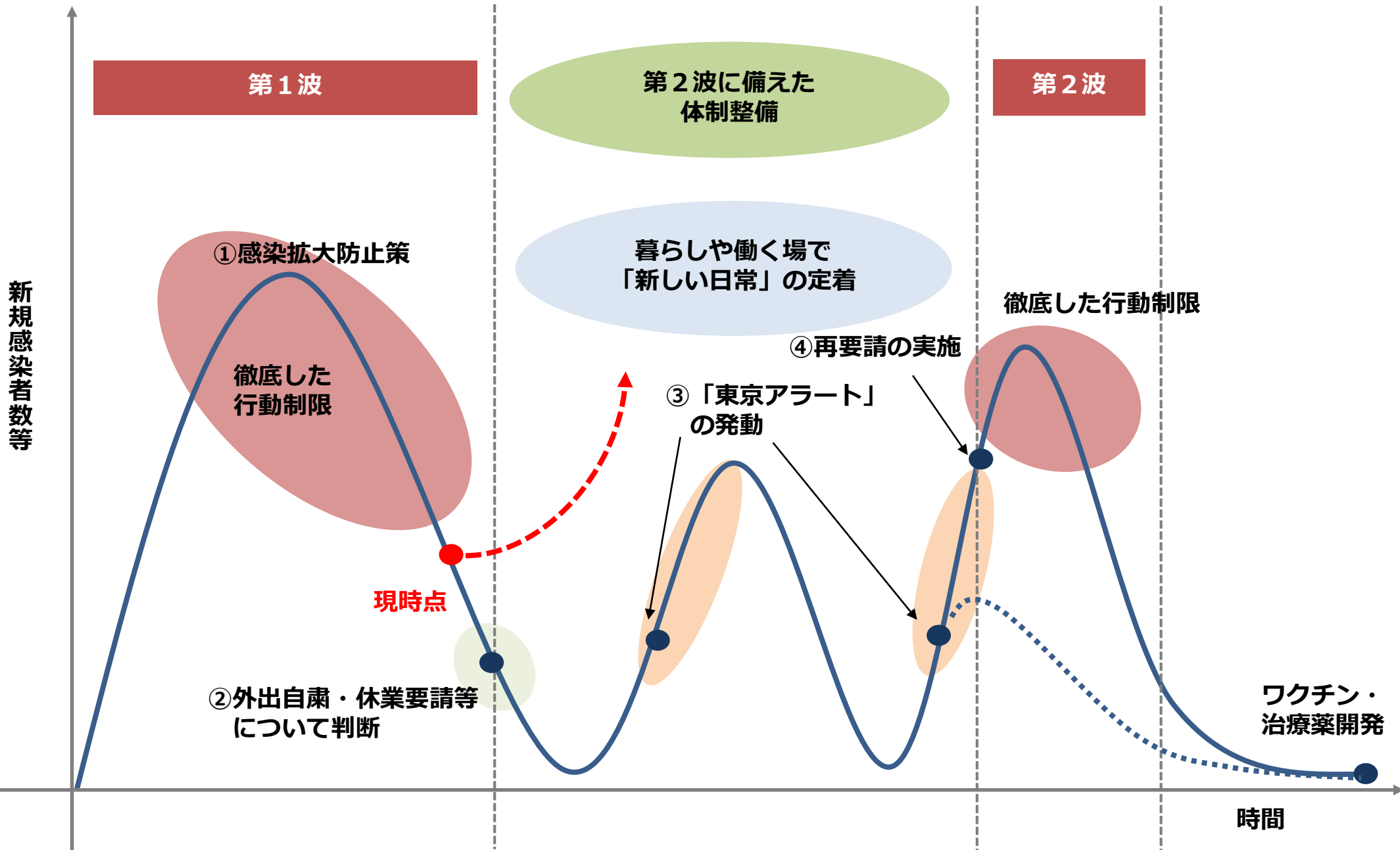
## 4 今後、発生が予想される「第2波」に対応するため、万全の医療・検査体制を整備する

- ・迅速に検査を受けられる体制を充実
- ・症状に応じた医療提供体制を整備するとともに、患者情報を的確に把握し、モニタリングを強化

## 5 ウイルスとの長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣 ＝「新しい日常」が定着した社会を構築する

- ・都民や事業者に向けて「新しい日常」の考え方とそれを支える施策を提示

# ロードマップのイメージ



# 緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標

判断指標	指標項目	国宣言解除	目安となる数値		最新の数値 (5/21現在)	指標の考え方
			緩和・アラート	再要請		
感染 (疫学的) 状況	①新規陽性者数	<10 人/日 ※	<20 人/日	50 人/日	8.4人	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染状況、感染拡大の兆候を把握（②と合わせて判断）</li> <li>第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定</li> </ul>
	②新規陽性者における接触歴等不明率	-	<50%	50%	47.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>市中感染の拡大状況を把握</li> <li>新規陽性者のうち接触歴不明者が10人/日未満となる50%で目安を設定</li> </ul>
	③週単位の陽性者増加比	<1	<1	2	0.33	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規感染者数の直近の増減傾向を把握（1未満＝減少傾向、2以上＝倍加）</li> <li>再要請の目安は、感染拡大が始まった3月下旬の数値を設定</li> </ul>
医療 提供体制	④重症患者数	-			42人	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症者の医療提供体制の状況を把握</li> <li>ICU等又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上</li> <li>都内の救命救急センターの通常診療に影響を与えない水準が52名以下（26機関×2）</li> <li>患者数の増加に応じて100～700床を確保</li> </ul>
	⑤入院患者数	-			679人	<ul style="list-style-type: none"> <li>確保病床の利用状況を把握</li> <li>重篤・重症・中等症用の病床として、患者数の増加に応じて1,000～4,000床を確保</li> </ul>
モニタリング (監視体制)	⑥PCR検査の陽性率	-			1.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規感染者の動向を把握</li> <li>適切な検査体制を前提とした補助的な指標</li> </ul>
	⑦受診相談窓口における相談件数	-			1,014件	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者数の増減など、感染の兆候を把握</li> </ul>

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとに都の人口で算出

(①②⑥⑦は7日間移動平均で算出。また、①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。)



# モニタリング指標の運用方針

「感染（疫学的）状況」、「医療提供体制」、「モニタリング（監視体制）」の観点から、7つの指標について常にモニタリングを行い、東京アラートの発動や必要な休業要請を行うことなどを通じて、感染拡大を適切にコントロールする。

## 休業要請の緩和

「感染（疫学的）状況」の指標が全て緩和の目安を下回った場合、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的な判断により、緩和を実施。緩和については、2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に実施する。

## 「東京アラート」の発動

1項目以上の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が緩和の目安を超え、その他の指標も勘案して警戒すべき状況と判断される場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼びかける。

## 休業の再要請

複数の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が再要請の目安を超えた場合には、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ判断し、再要請を実施する。

※モニタリング指標の運用については、国の動向や、感染者の状況等に応じて柔軟に実施する

# 外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

## 外出自粛

## 事業者に対する休業要請等

## 学 校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践

### STEP0

- 8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛
- クラスター発生歴のある施設<sup>(※)</sup>の利用自粛
- 他県への移動の自粛

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで）

- イベント開催の自粛

- 休校

### STEP1

- 5割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛

- 引き続き休業要請となる施設の利用自粛

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和  
(例)・博物館、美術館、図書館 → 入場制限等を設けることを前提に施設の再開
- 飲食店等→営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 50人までのイベント開催を可能

- 再開登校日の設定数を変更して対応（オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ）

### STEP2

- クラスター発生歴のある施設<sup>(※)</sup>の徹底した利用自粛

- クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和  
(例)・劇場等 → 入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開
- 飲食店等→営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 100人までのイベント開催を可能

### STEP3

※接待を伴う飲食店等、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム

- 他県への移動の自粛

- クラスター発生歴があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開
- 飲食店等→営業時間の一部緩和（夜12時まで）

- 1,000人までのイベント開催を可能

適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和

※クラスター発生歴のある施設等の使用制限の緩和やイベントの人数上限等については、今後の国の対処方針等の状況を踏まえ対応を検討

## 休業要請の緩和のステップ(施設別)

施設の種類	内訳	ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
展示施設	博物館、美術館、図書館 等	×	○	○	○
運動施設(屋内)	体育館、水泳場、ボート場 等	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	野球場、テニス場、陸上競技場 等	△ 観客席部分は使用停止	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	屋外水泳場(専ら遊技を対象とする施設を除く)	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
大学 等	大学、専修学校(高等専修学校を除く。)、各種学校等の教育施設	×	○ 分散登校等	○	○
文教施設	学校(大学等を除く。)	×	○ 登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)		
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	×	×	○	○
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	×	×	○	○
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 等	×	×	○	○
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	×	×	○	○
遊興施設等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店 等	×	×	×	○
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 等	×	×	×	○
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配等を含む。)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜8時まで(酒類の提供は夜7時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜12時まで(酒類の提供は夜12時まで)
遊興施設等	接待を伴う飲食店、個室付浴場 等	×	×	×	×
	ライブハウス	×	×	×	×
	カラオケ	×	×	×	×
運動施設	スポーツジム	×	×	×	×
イベント		×	△50人まで可	△100人まで可	△1,000人まで可

※ ○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止

※ 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ適切な感染拡大予防対策を講ずること。

※ 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動(今後の国の対処方針等の状況を踏まえ、対応を検討)

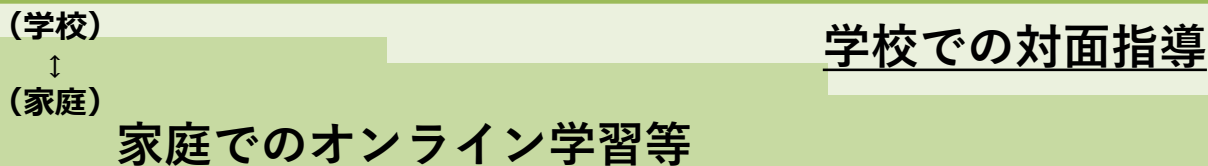
※ クラスタ発生歴のある飲食店等の使用制限の緩和やイベントの人数上限等については、今後の国の対処方針等の状況を踏まえ、対応を検討

# 学校の段階的再開

## 段階的再開（分散登校）のイメージ ※都立高校の例

登校頻度	1日/週	2～3日程度/週	3～4日程度/週
在校時間	2時間程度	半日	1日
生徒数割合 (各学校)	1/6程度	1/3程度	1/2～2/3程度

感染状況を踏まえながら段階的に学校を再開し、  
学校と家庭学習の配分を変えて、第2波にも備えていく



## 一斉登校

5日/週
1日
全員



学校の「新しい日常」の定着

学校と家庭学習（オンライン学習等）との  
組み合わせによる教育活動

### 基本的な感染症対策の徹底 ～ガイドラインを作成予定～

- 授業中も**身体的距離（1～2m）**を確保
- 毎朝自宅で検温し、**登校時にも体温測定**
- 手洗い及び咳エチケット**を徹底
- 授業中も含めて**換気**を十分に行う など

### 感染防止の追加対策の実施例

- 教壇や相談室などに**アクリル板**を設置
- サーモグラフィー**や**非接触式体温計**で体温を測定
- 診断時の医師や特別支援学校の教員等は**フェイスシールド**も活用
- 教壇ほか、列ができそうな場所に**マスキングテープ**を貼る

# 「第2波」に備えた検査・医療等の体制整備

今後予想される第2波に備え、国に対して水際対策の強化の徹底を求めるとともに、検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の的確な把握等をできる体制を整備

## 【これまでの対応】

### 検査

- ✓ 健康安全研究センター・民間検査機関の体制強化
- ✓ かかりつけ医・PCRセンターとの連携による検査体制の拡充（最大約**3,100**件/日に拡大）

### 医療

- ✓ 都立・公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、感染拡大に応じた病床確保を着実に推進（**3,300**床確保）
- ✓ 軽症者用に宿泊療養施設を確保（5施設・**2,865**室）

### 患者情報 ・ 感染状況

- ✓ 「患者情報管理センター」の設置
- ✓ 都職員派遣による**保健所の取組支援**、保健所・医療機関等との連携

## 【感染の再拡大期も見据えた今後の対応策】

### 迅速に検査を受けられる体制の充実

- ✓ 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、**都内全域**における**検査体制を充実**（今後**46**区市町村に拡大）
- ✓ **新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用**や積極的な設備整備・人材育成の促進による**検査能力増強** など

### これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備

- ✓ 発生状況に応じて病床を確保（**最大4,000**床）
- ✓ **重篤・重症・中等症用病床のほか、診療機能に応じた感染症入院重点医療機関**（当初約20施設）、専用医療機関の整備
- ✓ 軽症者等用の**宿泊療養施設の確保**
- ✓ 医療機関における**感染症対策人材の育成・確保**
- ✓ ガイドラインや動画作成など**院内等感染防止対策の強化**
- ✓ **医療物資の確保**（マスク、アルコール消毒液・防護服）

### 患者情報の的確な把握・モニタリングの強化等

- ✓ **都と保健所の一体的な取組の推進**による情報管理・患者支援機能の強化
- ✓ **接触確認アプリの活用**等による接触状況の把握
- ✓ 抗体検査による都民の感染状況の調査及び研究

# 迅速に検査を受けられる体制の充実

## 概要

- 検査を受ける必要がある人が必ず迅速に検査を受けられるよう体制を整備
- 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、都内全域で検査体制を拡充
- 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用や積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力の増強等

## 【これまで】

### ①検査受診場所

新型コロナ外来 80か所  
PCRセンター 16か所  
(16区市)  
※4月末現在

### ②検査処理能力

[実績] 平均 約1,000件/日  
最大 約1,800件/日  
※最大処理能力 約3,100件/日  
※4月末現在

### ③検査手法

PCR検査（鼻咽頭拭い、喀痰）



## 検査機会の拡大

## 検査能力の拡充



## 【これから】

### 都内全域で検査体制を拡充

新型コロナ外来 100か所  
PCRセンター 38か所  
(46区市町村)

- ✓ 多摩地域での新型コロナ外来、PCRセンターの設置促進

### 都内全体での検査処理能力の向上

最大処理能力 約10,000件/日を目指す

- ✓ 新たな検査機器の導入支援
- ✓ 大学等研究機関の活用

### 多様な検査手法の活用による検査時間の短縮

- ✓ 唾液によるPCR検査の導入
- ✓ 抗原検査キットの導入

# 医療提供体制の整備（①病床確保・運用）

## 概要

- 新型コロナウイルス感染症の専門家等の協力を得て、感染状況・患者動向を把握・分析
- 感染拡大の兆候等がある場合には、必要に応じ、「東京アラート」の発動前から、必要な医療提供体制の準備に着手
- 感染拡大の状況に応じた病床確保とともに、患者の重症度や特性に応じて確実に受入れ

### 【これまで】

#### ・ 5段階で病床を確保

【Lv.1】 500床 【Lv.4】 3,000床  
【Lv.2】 1,150床 【Lv.5】 4,000床  
【Lv.3】 2,000床

- ・ 都立公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、病床確保を着実に推進  
3,300床確保（4月）



- ・ 軽症者用の宿泊療養施設を確保（5施設2,865室）

### 発生状況に応じたレベル設定の見直し

### 患者の重症度や特性に応じた受入体制の強化

### 【これから】

#### ・ 早期に病床を確保できるよう3段階に見直し

【Lv.1】 1,000床（うち重症100床）  
【Lv.2】 3,000床（300床）  
【Lv.3】 4,000床（700床）

- ・ 都立公社病院を中心とした病床確保
- ・ 重点的に患者を受け入れる感染症入院重点医療機関を指定

〔重症度〕 重症・重篤、中等症等

〔患者特性〕 認知症、小児・周産期、透析、精神、神経難病等

- ・ 中等症患者を中心に受け入れる感染症専用医療機関を整備

#### ・ 軽症者等用の宿泊療養施設を確保

感染拡大時に速やかに開設できるよう、複数の事業者等と覚書を締結

# 医療提供体制の整備（②院内等感染防止対策）

## 概要

- すべての医療機関における院内感染防止対策を徹底
- 入手困難な医療物資を安定的に供給し、院内感染を防止

### 感染症対策人材の育成・確保

#### ○医療機関における感染症対応の強化

- ・感染症専門医や認定看護師が一般診療科の医療従事者に対し感染症医療に関する指導・支援等を実施

#### ○高度医療人材の育成

- ・重症患者の診療にあたることのできる医療従事者を養成

#### ○看護師の現場復帰の促進

- ・看護協会と連携し、現場を離れている看護師を迅速に確保できる仕組みを構築
- ・現場実習など、現場復帰に必要な訓練を実施

### 院内等感染防止対策の強化

#### ○東京DMATによる助言・相談

- ・必要に応じ、東京DMAT隊員を派遣し、病院の状況を踏まえた助言・相談を実施

#### ○動画等を活用した院内研修

- ・東京DMATの協力のもと、院内感染防止のための具体的な対応策を盛り込んだ動画やガイドラインを作成・配布
- ・个人防护具着脱手順書・動画等を活用した研修を実施

### 医療物資の確保

#### ○个人防护具（防護服、N95マスク等）を医療機関へ配布

年度当初 約180万セット備蓄

約50万セット配布済み（4月末）

在庫約130万+今後260万購入  
年間390万セット確保

#### ○サージカルマスクを購入し、寄付や国供給分も含め医療機関へ配布

約1,300万枚配布済み（5月現在）

今後約9,300万枚確保

#### ○今後の備蓄品について、必要品目、数量を改めて検証・確保



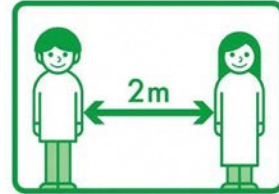
# 暮らしや働き方の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を、一人ひとりが実践していきましょう。

## 手洗いの徹底・マスクの着用



## ソーシャルディスタンス



SOCIAL DISTANCE (距離を保とう)

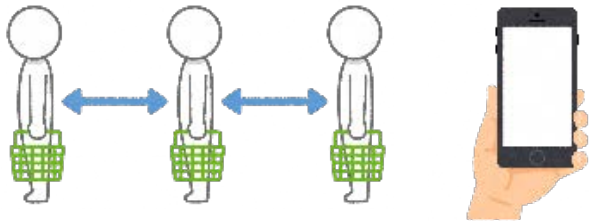
## 「3つの密」を避けて行動



NO!! 3密

## 買い物

- 少人数・短時間で済まそう
- レジで並ぶ時は間隔をあげよう
- 通販やキャッシュレスを活用しよう



## 娯楽・スポーツ等

- オンラインを活用し楽しもう
- 公園は空いている時間、場所を選ぼう



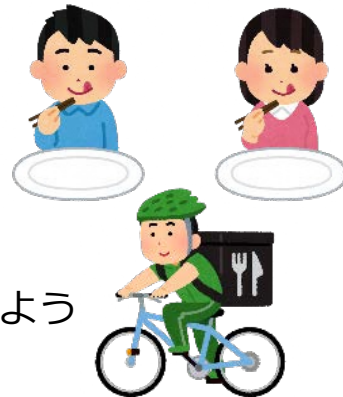
## 公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 徒歩や、自転車を利用しよう



## 食事

- お箸やお皿の共用を避ける、座り方を工夫するなど、新しい食事マナーを実践しよう
- テイクアウトやデリバリーを利用しよう



## 働き方

- テレワークや時差出勤を広げよう
- オンライン会議やはんこレスを進めよう
- ついたてや換気、消毒など、職場に応じた工夫をしよう



# 事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドライン」 ～「新しい日常」の定着に向けて～

- 事業を再開するに当たって、利用者・従業員を守るためには、感染防止対策が必要
- 本ガイドラインは、施設を継続的に使用するための方向付けとなる

## 1. 商業施設等利用者への対策

### 入場時における対策

- ・ 日時指定予約や時間制来場者システム、完全予約制の導入
- ・ 整理券やオンラインチケットの販売等による混雑緩和
- ・ マスクの着用（利用者に対する周知） 等

### 施設内における対策

- ・ 人と人との間隔確保（できるだけ2m）
- ・ 複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒 等

## 2. 従業員への対策

### 従業員の体調管理等

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・ 事前の検温等の実施
- ・ 体調不良の場合は必ず休養 等

### 営業中における対策

- ・ 従業員のマスクの着用
- ・ 扇風機の外部へ向けての使用 等

### 休憩時等における対策

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒 等

## 3. 施設環境整備

### レジ・窓口等

- ・ レジ・窓口等の対面する場所にアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ チケットレス、キャッシュレス導入による入場時の接触回避 等

### トイレ

- ・ 適時、拭き上げ消毒
- ・ できるだけペーパータオルを設置 等

### ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用 等

### 清掃・消毒

- ・ タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等、不特定多数が触れる場所の清掃・消毒 等

## 4. 感染者発生時に向けた対応

### 迅速な把握と情報管理

- ・ 顧客リストやアプリケーションの活用などによる来場者の把握 等

## 5. 各施設別のガイドライン

### 各施設

- ・ 20の業界別の感染拡大防止例
- ・ 各業界団体作成ガイドラインの周知徹底 等

# 「新しい日常」の定着に向けた多面的なサポートを推進

都民・事業者の**セーフティネットの充実**、**感染症防止と経済社会活動との両立**、**社会構造の変革**などの取組を通じて、「新しい日常」が定着した社会を構築していく

## セーフティネットの充実

- ・ 中小企業への**制度融資支援**
- ・ **生活福祉資金**（緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付）
- ・ 一時住宅による**居住支援**
- ・ **緊急就業相談ダイヤル・窓口設置**
- ・ **第二の就職氷河期を生まないための先手の施策**
- ・ 不安や悩みを抱える**子供やひとり親家庭へのサポートの充実**

など

## 感染症防止と経済社会活動との両立

- ・ 感染拡大防止に資する**新事業分野へのビジネス展開支援**  
（例 夏でも快適なマスクや非接触型の新商品などの販路開拓等）
- ・ 非接触型サービスの導入等、**新しい生活様式に対応した業態転換の支援**
- ・ 事業者による**ガイドライン等に基づく対策の実行支援**
- ・ **高齢者や障害者等の見守りサービスの充実**

など

## 社会構造の変革

- ・ 先進的な**テレワーク環境整備**による**働き方改革の促進**
- ・ **オンラインによる一貫した就業支援システムの構築**
- ・ **オンライン教育の充実による途切れのない学びの確保**
- ・ 都の**行政手続をデジタル化し、デジタルガバメントを推進**
- ・ **デジタルトランスフォーメーションの加速化**

など

「新しい日常」が定着した社会を構築

# 1都3県による連携

## 1都3県共同メッセージ

### 緊急事態は継続中

感染予防を改めて徹底しましょう

- ・外出の自粛
- ・お互いに2mの距離を確保
- ・手洗い・咳エチケットなどの取組

### 次なる感染拡大の波に備えて

我々は連携を更に深めて全力で

- ・みんなの「いのちと暮らし」を守ります
- ・一歩進んだ新しい社会を実現します

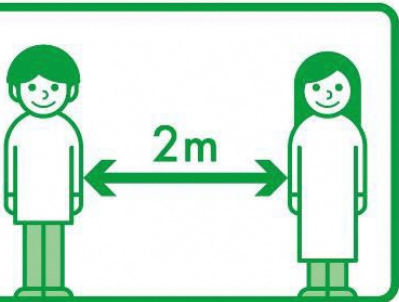
### 水際対策の強化に関する国要望

- ・入国管理・検疫体制の強化
- ・接触追跡システムの構築等による感染経路の把握

STAY HOME



みんなで守ろう  
「いのちと暮らし」



SOCIAL DISTANCE

事業者向け  
東京都感染拡大防止ガイドライン  
～「新しい日常」の定着に向けて～

第1版

令和2年5月22日

東京都

## 目次

1	はじめに	1
2	各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例	2
	(1) 利用者向け対策	2
	(2) 従業員向け対策	3
	(3) 施設環境整備	4
	(4) 感染者発生時に向けた対応	5
3	施設の特성에 応じた感染拡大防止の主な取組例	6
	<劇場等>	
	(1) 観覧場、演芸場	6
	(2) 映画館	6
	<集会・展示施設>	
	(3) 博物館、美術館	7
	(4) 図書館	7
	(5) 水族館	8
	(6) ホテル宴会場	8
	<商業施設>	
	(7) エステティックサロン	9
	(8) DVD 等レンタル店	9
	(9) 旅行代理店	10
	(10) 百貨店等	11
	<運動・遊技施設>	
	(11) 体育館、水泳場	11
	(12) パチンコ	12
	(13) ゲームセンター	13
	(14) マージャン店	13
	<遊興施設等>	
	(15) ネットカフェ、漫画喫茶	14
	<大学・学習塾等>	
	(16) 学習塾	14
	(17) 自動車教習所	15
	<食事提供施設>	
	(18) レストラン、料理店等	15
	(19) 居酒屋	16
	<その他>	
	(20) イベント	17

## 1 はじめに

東京都（以下「都」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、都民や事業者の皆様方の協力のもと、外出自粛や施設に対する休業の要請等を行うことなどを通じて、感染拡大の防止に取り組んできました。

こうした中、「感染症防止と経済社会活動の両立を図ること」、「新しい日常」の定着を目的として、都は、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを策定しました。

このロードマップでは、適切なモニタリング等を通じて、感染状況をコントロールした上で段階的な緩和を進め、慎重にステップを踏み、施設の休業要請の緩和等を実施していきます。

そのうえで、第2波も予想される新型コロナウイルスとの長期に渡る戦いを見据え、感染拡大を防止するための、働く場での「新しい日常」が定着した社会の構築を目指していきます。

事業者の皆様においては、事業を再開するに当たり、皆様の事業やお客様、従業員を守るためにも、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底が必要です。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的な取組について整理したものであり、各業界団体作成のガイドラインと共に参考にさせていただき、事業者の皆様方が創意工夫を図り感染予防に向けた対策に取り組むようお願いいたします。

## 2 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

### (1) 利用者向け対策

#### ○入場時等における対策

- ・ 入場者の列は間隔（できるだけ2 m）を空ける。このための従業員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図る（マスクを着用していない方に対してはマスクの配布などに努める）
- ・ 非接触型機器などを活用し入場者を検温し、発熱者に対しては入場を制限する
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設については、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒、靴底消毒の徹底を図る
- ・ ICTシステム等を活用し、整理券やオンラインチケットの販売、来場時の日時指定予約、時間制来場者システムや完全予約制の導入等による混雑の緩和を図る

#### ○施設内における対策

- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔（できるだけ2 m）を確保する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据



え置き方式で行う

- ・喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

## (2) 従業員向け対策

### ○従業員の体調管理等

- ・従業員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・従業員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

### ○営業中における対策

- ・従業員に対して、勤務中のマスク着用を促すとともに、各所に消毒備品等を設置し、手洗いや手指消毒を徹底させる
- ・従業員間で、できるだけ2 mの距離を保てるよう、人員配置に配慮する
- ・扉や窓などを開けたうえで、扇風機やサーキュレーター等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気を行う

### ○更衣室・休憩時等における対策

- ・更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う

- ・従業員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・従業員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

### (3) 施設環境整備

#### ○レジ・窓口等

- ・レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

#### ○トイレ

- ・適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

#### ○ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

## ○清掃・消毒

- ・不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・消毒を行う

## （４） 感染者発生時に向けた対応

- ・万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を事前に整える
- ・濃厚接触者や施設来場者等に対して、後日連絡や情報提供できるよう、氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）等について、既存の顧客リストの利用やアプリケーションなどのICT技術を活用するなどの方策を講じ、来場者の把握に努める
- ・入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底する

### 3 施設の特徴に応じた感染拡大防止の主な取組例

#### (1) 観覧場、演芸場

- 飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなど、演者と客席の間隔を確保する
- 入場時に際しては、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、職員が目視で確認するなど、入場時のチケットもぎりの簡略化を図る
- 余裕を持った入退場時間を設定し、ゾーンごとによる時間差での入退場等が行えるよう工夫する
- 出演者の入待ち、出待ちは厳に慎むよう周知徹底する
- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、ステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにする

※「公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン」を参照

[https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid\\_19.pdf](https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf)



#### (2) 映画館

- 前後左右を空けた席配置とすることや、観客同士の距離を置くなどの措置を講じることで、座席の間隔を十分に確保する
- 上映前後に人が滞留しないよう、段階的な入退場を行うなどの出入りの運用について工夫を行う
- 上映に際しては、スクリーンを活用して来場者に対する感染防止策等の周知を行う

※「全国興行生活衛生同業組合連合会ガイドライン」を参照

[https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514\\_COVID-19\\_guideline.pdf](https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf)



### (3) 博物館、美術館

- 展示配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- オーディオガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う
- 特定の展示作品の前に、床に目印を付すなど、大量の人が滞留しないように工夫する
- 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する

※「公益財団法人日本博物館協会ガイドライン」を参照

<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf>



### (4) 図書館

- オンライン予約による貸出しや郵送による資料の配送など、希望する者が資料を利用できる工夫をする
- 新聞・雑誌の配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- 書架等で閲覧した資料を直接書架に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を行う
- 障がい者等への読書支援機器等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う

※「公益社団法人日本図書館協会ガイドライン」を参照

[http://www.jla.or.jp/home/news\\_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307](http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307)



## (5) 水族館

- 展示室の入口等に行列が生じる場合、できるだけ2 mの間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫を行う
- 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則としたうえで、展示ケースのガラス面など来場者が多く接触する場所については、定期的に消毒を行う
- 来場者に人気のある展示コーナーについては、来場者がケースに触れる機会を減らすためのパーテーション等の設置や床に目印を付すなど、大量の人が滞留しないように工夫する

※「公益社団法人日本動物園水族館協会ガイドライン」を参照

<https://www.jaza.jp/storage/jaza-news/87oxTZhUgw3uam58DgSHpCaesU054VknR8zRHmoj.pdf>



## (6) ホテル宴会場

- 着席スタイルの飲食提供については、テーブルとテーブルの間隔、着席数等を工夫した運用を行う
- ビュッフェスタイルの飲食提供については、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供するなど、衛生管理を徹底する
- 来場者に対して、お酌や盃の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う

※「一般社団法人日本ホテル協会ガイドライン」を参照

<https://www.j-hotel.or.jp/uploads/jhotel-admin/3729ece1a25771a8e66bb4b8bad8c239-1.pdf>



## (7) エステティックサロン

- 来店者同士が近距離になりすぎないように予約を調整し、また接客も最少人数のスタッフにより対応する
- スタッフルーム等の店舗内で、スタッフ間のフィジカル・ディスタンス（ソーシャル・ディスタンス）を保つことが可能な程度の人員にてサロン運営を行う
- サロン内は、来店者の肌に直接触れる様々な器具や用具をできる限り使い捨てのものに変更する（難しい場合は消毒を徹底する）
- エステティシャンなど施術スタッフはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガード、手袋などを装着する

※「特定非営利活動法人日本エステティック機構、一般社団法人日本エステティック振興協議会ガイドライン」を参照

[http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/\\_3\\_0\\_202015031518.pdf](http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/_3_0_202015031518.pdf)



## (8) DVD等レンタル店

- レンタル用商品やカゴ、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を行う
- 商品の陳列等を工夫するとともに、床に目印を付すなど、局所的な混雑緩和や接触機会を減らし大量の人が滞留しないように工夫する
- あらかじめレンタル作品を決めた上で来店する等、来店者に対して店内滞在時間短縮化を心がけるよう周知徹底する

※「日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合ガイドライン」を参照

[http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/pdf/20200514\\_guideline.pdf](http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/pdf/20200514_guideline.pdf)



## (9) 旅行代理店

- 電話やメールでの旅行相談、オンラインによる旅行申し込みなどを利用者に促すとともに、後日発券のクーポン等は、電磁的方法による手交、または郵送等を活用するなど、非来店での旅行取引に努める
- 感染状況等により旅行の安全かつ円滑な実施・継続が困難となった場合や、その可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する
- 店舗における旅行販売・相談等、顧客と近接して会話することが必要な業務についても、デジタルパンフレットによる事前案内、来店を要する旅行契約手続き等の簡素化など、顧客との直接的な接触機会を極力低減するよう業務の見直しを行う

※「一般社団法人日本旅行業協会（JATA、一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）ガイドライン」を参照

[https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020\\_newviruscrspndncguideline.pdf](https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newviruscrspndncguideline.pdf)





## (10) 百貨店等

- エレベーターの利用が混雑しないよう利用人数の制限を行うとともに、高齢者、妊婦、障がい者が優先的に利用できるよう来場者に対して周知する
- エスカレーターの利用においては、来場者が適切な対人距離を確保できるよう、定期的アナウンスを行う
- キャッシュレス決済を行わない来場者に対しては、レジにおいてコイントレイでの現金受渡を励行する
- 化粧品等のカウンセリング時には、顧客との真正面での立ち位置を避け、適切な接客時間に留意する
- 混雑につながるような販売促進策を自粛するとともに、店舗が混雑する時間帯に関する情報を周知しオフピークタイムでの来店を呼びかける
- 混雑が予想される店舗や売場などへは、1グループ1人又は少人数で入場させるなど運用上の工夫を行う

※「オール日本スーパーマーケット協会等ガイドライン」を参照

[http://www.ajs.gr.jp/upimages/pdf/526\\_1.pdf](http://www.ajs.gr.jp/upimages/pdf/526_1.pdf)



## (11) 体育館、水泳場

- 更衣室、休憩室、シャワールーム等の利用に当たっては、ゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避ける運用を行う
- 更衣室、休憩室、シャワールーム等の利用に当たって、ゆとりを持たせることが難しい場合は、入室人数制限等の措置を講じる
- 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを周知徹底する

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



※スポーツジムについては、感染防止対策を講じたか否かにかかわらず、当分の間、休業要請の対象になる。

## (12) パチンコ

- 利用者の入れ替えのタイミングを利用し、遊技機のハンドル・レバー・ボタン等の消毒を行う
- BGM や機械の効果音等を最小限のものとしたうえで、利用者間で会話を行わないよう注意喚起を行う
- 人と人が対面する景品カウンターに透明ビニールシートなどを設置するとともに、カウンター接客時は手袋を着用する
- 通路等で立ち見がないように呼びかけを行うとともに、遊技客数が増え密集の恐れがある場合は、入場制限を行う
- 遊技客同士が間隔（2メートル程度）をとれるよう、少なくとも1台おきに稼働させるなど、稼働台数の制限などを行う
- カウンター前にある端玉景品の陳列を変更し、遊技客が景品に手を触れないように工夫する

※「全日本遊技事業協同組合連合会」を参照

[http://www.zennichiyuren.or.jp/content/files/2020/covid19\\_guideline.pdf](http://www.zennichiyuren.or.jp/content/files/2020/covid19_guideline.pdf)



### (13) ゲームセンター

- 遊技機操作レバー、プッシュボタン、両替・券売機など高頻度に接触する部分については、利用者の入れ替え等のタイミングを利用し定期的な消毒を行う
- 遊技機の座席間隔を設け、遊技機 1 台おきに稼働させるなど物理的に間引くとともに、アクリル板や透明ビニールシートなど遮蔽パネルを設置する
- 遊技機を低音量に設定し、利用者が大声で会話を行わないよう注意喚起を行う

※「一般社団法人日本アミューズメント産業協会ガイドライン」を参照  
<https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/ガイドライン PDF.pdf>



### (14) マージャン店

- マージャン卓・マージャン牌・点棒等などの高頻度の接触が見込まれる道具は、利用者の入れ替えのタイミング等の機会を利用し、定期的に消毒を行う
- 遊技に際し、椅子を後ろに下げるなどして、対人距離を可能な限り 2 m 程度保つなどの工夫を行う（対人距離を確保できないことが見込まれる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置するなどの工夫を行う）
- 遊技者用にマージャン卓 1 台当たり 2 個程度の消毒液をサイドテーブル等に配置する

※「全国麻雀業組合総連合会ガイドライン」を参照  
[https://zenjanren.com/pdf/guide\\_20200514.pdf](https://zenjanren.com/pdf/guide_20200514.pdf)



## (15) ネットカフェ、漫画喫茶

- 雑誌、DVD 等の配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- 本棚等で閲覧した書籍等を直接本棚に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を行う
- 書籍・雑誌等の立ち読みについて、自粛の呼びかけを行う

※「日本書店商業組合連合会ガイドライン」を参照

<http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf>



## (16) 学習塾

- 教室等における塾生同士及び講師との間隔を1～2m確保する
- 四方を空けた席配置など、塾生同士の接触を少なくするよう工夫する
- 必要に応じて講師に対するフェイスシールドの装着や、ビニールカーテン等を設置する

※「公益社団法人全国学習塾協会ガイドライン」を参照

<https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf>



## (17) 自動車教習所

- 送迎車両への乗車を予約制にするなど、乗車人数を管理する
- 車内教習時には、乗車人数を最低限に抑え密集を回避するとともに、車両窓を複数カ所大きく開けて車内を常時換気する
- 教習を行った都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、教習生が触れた個所を中心に消毒する
- 高齢者講習時の実車指導に際しては、車外からの観察の方法によるなど、車両内が密とならないようにする

※「一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会ガイドライン」を参照

<http://www.zensiren.or.jp/zenwp/wp-content/uploads/2020/05/65f7cdaa8e74aa7914d5d56a5b204eb1.pdf>



## (18) レストラン、料理店等

- 大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなどの工夫を行う
- 会計時の混雑を避けるためテーブルでの会計を行う
- テレビを設置している店舗では、飲食時における上映の休止を行い、来店客の滞在時間を短縮するよう工夫する
- ビュッフェスタイルの飲食提供については、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供など、衛生管理を徹底する
- レジと来店客の間や、テーブル上にアクリル板等の仕切りを設置するとともに、他グループとの相席は避けるようにする
- カウンターやテーブルサービスで注文を受けるときは、来店客の正面に立たないよう側面に立つなど、可能な範囲で間隔を保つようにする

- テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別するとともに、デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないよう、可能であればデリバリー専用カウンターを設けるなど、両者の動線が重ならないように工夫する
- 配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する

※「一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ガイドライン」を参照

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/attach/pdf/ncv\\_guideline-29.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf)



## (19) 居酒屋

- 大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなどの工夫を行う
- 来場者に対して、グラスやお猪口の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う
- 会計時の混雑を避けるためテーブルでの会計を行う
- レジと来店客の間や、テーブル上にアクリル板等の仕切りを設置するとともに、他グループとの相席は避けるようにする

※「一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ガイドライン」を参照

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/attach/pdf/ncv\\_guideline-29.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf)



## (20) イベント

- イベントを主催する場合は、観客同士が密な状態とならないよう、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応を行う
- 来場者の募集に際しては、来場者に対して大声での発声や歌唱、声援を行わないなど、来場者が順守すべき事項をあらかじめ明示する
- 来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じる

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>



# 第26回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年5月25日（月）19時00分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会



## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月24日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,622,447	97,087
ブ ラ ジ ル	347,398	22,013
ロ シ ア	335,404	3,383
英 国	257,154	36,675
ス ペ イ ン	235,290	28,678
イ タ リ ア	229,327	32,735
ド イ ツ	179,986	8,261
ト ル コ	155,586	4,308
フ ラ ン ス	144,806	28,332
イ ラ ン	133,521	7,359
そ の 他	1,618,459	72,208
合 計	5,259,378	341,039

※ 204の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月24日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	5,138	271
大 阪 府	1,781	78
神 奈 川 県	1,322	71
北 海 道	1,030	78
埼 玉 県	999	46
千 葉 県	904	44
兵 庫 県	699	40
福 岡 県	658	25
愛 知 県	506	34
京 都 府	358	14
そ の 他	2,980	119
合 計	16,375	820

※チャーター便帰国者15名、空港検160名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況 5,152名（5月24日18時45分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 5,149名（うち死亡者280名）

## ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

- 3月28日 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
- 4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月6日 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月7日 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月16日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月16日 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月22日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月24日 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月27日 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月1日 第11回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 5月4日 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月14日 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月21日 第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## ○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 1月31日 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表

## 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

### ○ 各局における主な対応

#### (総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣

#### (政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（5月20日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）  
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続（戦略政策情報推進本部）
  - ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
  - ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入（財務局）
    - ・ 都庁展望室の休室
    - ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
    - ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知（主税局）
      - ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
      - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
        - ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
        - ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
        - ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始
- （生活文化局）
  - ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
  - ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
  - ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
  - ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
  - ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
  - ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
  - ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
  - ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
  - ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
  - ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
  - ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
  - ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
  - ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
  - ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
  - ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
  - ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供

- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計 2950 台、酒精度浮ひょう 20 本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・ 「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・ 広報東京都 5 月号 1 面・2 面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第 4 弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・ 外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOS を 5 月 4 日から 6 日まで臨時開設
- ・ 都立文化施設等の休館期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・ 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始

#### （オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

#### （都市整備局）

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・ SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

#### （住宅政策本部）

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

#### （環境局）

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施

#### （福祉保健局）

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4 月 7 日受け入れ開始）

- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討  
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請  
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等をECサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起



- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知  
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

（人事委員会事務局）

- ・ 採用試験の延期  
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期

（東京消防庁）

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

## ○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

(5月25日現在)

		緩和の目安	再要請の目安
①新規陽性者数	6.9人	1日20人未満	1日50人
②新規陽性者における接触歴等不明率	47.9%	50%未満	50%
③週単位の陽性者増加比	0.45	1 未満	2
④重症患者数	39人		
⑤入院患者数	474人		
⑥PCR検査の陽性率	1.3%		
⑦受診相談窓口における相談件数	1,019件		

○新規陽性者や新規陽性者における接触歴等不明率などから、都内の感染状況等を総合的に判断し、5月26日から **ステップ1に移行**

※①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における対応（案）

令和 2 年 5 月 2 5 日  
東京都総務局

# ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応（案）

## 1. 区域

都内全域

## 2. 期間

令和2年5月26日（火曜日）午前零時から

## 3. 実施内容

- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ1に移行
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた特措法第45条第1項に基づく外出自粛の要請については、同法第24条第9項に基づく協力の要請に移行するとともに、同法第45条第2項及び第4項に基づく要請及び公表について終了するなど、所要の措置を講じる。

# 【参考】ステップ1における休業要請等の法的整理について

## 1. 特措法第24条第9項に基づく休止等要請

施設の種類	内訳	要請内容
学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
劇場 等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 等	
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
遊興施設 等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ライブハウス、カラオケ 等	
遊技施設	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
運動施設	スポーツジム	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜10時までの間（酒類の提供は夜10時まで）とする。 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	営業時間の短縮、適切な感染拡大防止の徹底

## 2. 特措法によらない協力依頼

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
学習塾 等	自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

## 協 議 事 項

## 1 広報課

## ● 区報ぶんきょうの配布について

新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、当面は現在の対応を継続し、都の休業要請におけるステップ3以降の段階で町会の態勢が整った場合に、町会配布の再開を検討することとしたい。

(6月10日号は新聞折込。6月25日号以降については上記考え方に基  
づき町会配布の再開を検討)

## ● 各種相談（法律・不動産・税務）について

新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、引き続き対面での相談は休止しつつ、各士業団体との調整が整い次第、電話での相談を再開することとしたい。

(現在、電話相談の再開時期について各士業団体と調整中)

## ● 行政情報センターについて

新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、当面の間、現在の対応を継続し、区内類似施設の再開状況等を踏まえて再開を検討することとしたい。

(当面は電話での区民相談のみ実施し、閲覧室の利用、情報公開請求等は休止)

## 協 議 事 項

### 1 総務課

- 男女平等センターの貸施設の使用再開について

### 2 職員課

- 職員食堂の臨時休業措置

委託業者と協議し、東京都のロードマップを踏まえて以下の対応とする。

STEP 1、2 職員のみ利用可能、昼営業のみとする。ただし、食材の調達等の関係から、営業再開は6月1日からとする。

STEP 3 職員及び一般の方の利用を可能とする。

## 1 区民課

- 地域活動センター窓口について  
都のロードマップステップ2の段階になった時点で、平日夜間、土・日・祝日の窓口業務の再開を検討したい。
- やまびこ荘の運営開始及び山村体験交流事業の再開時期  
休館措置の解除と山村体験交流事業の開始時期については、全国での移動解禁時期など、感染予防に十分留意しながら、運営する事業者の意向を確認し、再開を検討したい。
- ふれあいサロン事業及び交流館事業の再開  
各事業については、都のロードマップステップ2の段階になった時点において準備を進め、感染予防対策に十分留意しながら、準備ができた事業から再開したい。
- 文京区町会連合会会合について  
都のロードマップステップ2の段階になった時点において準備を進め、感染予防に十分留意しながら、開催を検討したい。
- 会議室等の利用開始について  
各地域活動センター、区民会館、不忍通りふれあい館、区民センター、交流館、シビックセンター区民会議室は、6月から申し込み受付を再開する方向で進めたい。
- 緊急事態解除後の各施設開館時間について
  - (1) 都のロードマップステップ2の段階になった時点で、区民会館（大塚北会館、本郷会館、動坂会館）、不忍通りふれあい館、区民センター、交流館の平日夜間、土・日・祝日の業務の再開を検討したい。
  - (2) 区民会館（白山東会館、かるた記念大塚会館、駕籠町会館）は、6月から申し込み受付を再開の方向で進めたい。

## 2 経済課

- 勤労福祉会館の利用開始について  
勤労福祉会館は、6月から申し込み受付を再開の方向で進めたい。
- 区内店舗情報発信支援事業の拡充  
「文京ソコヂカラ 文京区内店舗緊急応援ページ」に5月25日（月）から



在庫各様促進掲示板を設置し、在庫商品の販売情報等を掲載する。

- 区単独補助事業の受付再開

展示会等出展費用補助金、持続可能性向上支援補助金、チャレンジショップ支援事業等の窓口受付を6月1日（月）から再開する。

### 3 戸籍住民課

- 窓口業務について

都のロードマップステップ2の段階になった時点で、第二日曜日及び水曜夜間窓口の開庁の再開を検討したい。

- マイナンバーカード交付窓口（6/27）について

6月27日（土）に完全予約制のマイナンバーカード交付の窓口開庁を再開したい。

- 区民サービスコーナー業務について

都のロードマップステップ2の段階になった時点で、平日夜間、土・日・祝日の窓口業務の再開を検討したい。

## 協 議 事 項

### 1 アカデミー推進課

- 文京ふるさと歴史館、森鷗外記念館及び旧伊勢屋質店の開館について  
東京都の「新型コロナウイルス感染症ロードマップ」の「休業要請の緩和措置」ステップ1に沿って、文京ふるさと歴史館は6月2日（火）、森鷗外記念館は6月1日（月）、旧伊勢屋質店は準備が整い次第、再開の方向で進めたい。
- 会議室等の利用開始について  
アカデミー文京、地域アカデミー、シビックホール関連施設等は、申し込み受付再開の方向で進めたい。

### 2 スポーツ振興課

- スポーツ施設の利用再開について  
6月からスポーツ施設を順次再開の方向で進めたい。

## 協議事項

## 1 福祉政策課

- 民生委員・児童委員協議会（以下、「民協」）等会議について  
民協定例会、その他会議については、開催規模や距離の確保等の感染防止対策を講じたうえで実施したい。

## 2 高齢福祉課

- いきがいづくり事業・社会参加促進事業について
  - ・「カラオケ教室」、「囲碁・将棋交流会」、「高齢者施設ボランティア講座」、「介護施設ワークサポート事業」  
→ 事業の態様から感染防止が困難である等の理由により、ステップ3時点でも実施困難であり、中止したい。
  - ・これら以外の事業については、ステップ1移行後、直ちに実施に向けた準備を再開したい。
- 高齢者クラブ運営事業について
  - ・部会、会議等 → ステップ2移行後、速やかに再開したい。
  - ・スポーツ大会 → ステップ2移行後、十分な感染防止対策をとることができる活動に限定して実施したい。
  - ・寿作品展 → 100人以上のイベントのため、ステップ3移行後に実施したい。
  - ・クラブ活動 → カラオケ、屋内でのスポーツ・ダンス、囲碁・将棋などは、事業の態様から感染防止が困難である等の理由により、ステップ3時点でも実施困難であり、全面解除まで再開しない。
- シルバーセンターの運営について
  - ・現在、開館時間を短縮しているが、ステップ2移行後、速やかに開館時間を元に戻し、6月8日から貸施設を再開したい。
- 福祉センター江戸川橋・湯島の運営について
  - ・開館時間の短縮 → ステップ2移行後、速やかに開館時間を元に戻し、6月8日から貸施設を再開したい。
  - ・指定事業・自主事業 → ステップ2移行後、6月8日の貸施設再開を目途に感染防止策を施した上で再開を目指す。高齢者入浴サービス、近距離での発声・歌唱等を伴う事業、料理・飲食を伴う事業につ

いては引き続き休止としたい。

- 介護予防事業について
  - ・一般介護予防教室については、7月1日より、順次再開する。
  - ・短期集中予防教室については、第2クール（10月）より、再開する。
- 文の京フレイル予防プロジェクトについて
  - ・フレイルチェック → 6月からフレイルトレーナーとの協議を開始し、プログラム作成の上、7月中旬から再開する。
  - ・サポーター養成講座等 → 6月から事業実施に向けた準備に着手し、8月以降順次再開する。

### 3 障害福祉課

- 区立大塚福祉作業所、小石川福祉作業所及び本郷福祉センター若駒の里別紙のとおり
- 区立放課後等デイサービスJOY
  - 【ステップ1】【ステップ2】【ステップ3】
  - 平日（午後1時～午後6時30分）、土曜日（午前9時～午後4時）の開所とするが、3密を避けるため、利用自粛が可能な利用者については、引き続き利用を控えるよう協力を依頼する。
  - 【適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和】
  - 平日（午後1時～午後6時30分）、土曜日（午前9時～午後5時）の開所とし、適切な感染予防策を講じたうえで、利用者支援を実施する。

### 4 生活福祉課

- 住居確保給付金の支給対象者拡大に係る対応
  - 緊急事態解除宣言があった場合であっても、申請件数については現在減少しているわけではないため、特別申請会場での対応は6月末まで行う予定とする。

### 5 国保年金課

- 各種手続きの郵送対応について
  - 緊急事態解除宣言があった場合であっても、感染拡大防止の観点から緊急事態措置と同様の取扱いとしたい。
  - ・ 国民健康保険の加入手続き

- ・ 国民健康保険をやめる手続き
- ・ 国民健康保険証の再交付申請手続き

## 協 議 事 項

### 1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について

都ロードマップにおける STEP 1 に移行した際、5/20 の協議事項を踏まえ緩和するが、STEP 3 までは「5割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛」が続くことから、さらなる緩和は原則として STEP 3 の次の段階での検討事項としたい。

但し、緊急一時保育については、都のロードマップとは別に、受け入れ態勢の状況を鑑みて個別の判断で事業の再開を検討したい。

### 2 子育て支援課

- 病児・病後児保育事業について

事業の性質から、発熱している子どもを預かるため、受託事業者と協議しながら、個別の判断をさせてもらいたい。

## 協 議 事 項

## 1 予防対策課

## ● 庁内の応援体制について

4月以降、新型コロナウイルス感染症対応のため、東京都から予防対策課に事務担当職員が派遣されているが、派遣期間は6月末までである。また、4月からの保健師の新型コロナウイルス感染症対応業務に関する応援体制についても見直しを行う予定である。

緊急事態宣言解除後、感染症第2波に備えた業務体制の構築に伴い、引き続き応援体制の協力をお願いしたい。

## 2 保健サービスセンター

## ● 乳幼児健康診査、歯科保健相談等

乳幼児健康診査は、早期の再開の必要性があるため、受診者の密集を避けるなど実施方法を検討し、7月の再開を目指したい。

## 協 議 事 項

### 1 みどり公園課

- じゃぶじゃぶ池等の休止について

緊急事態宣言解除により、公園、児童遊園の複合遊具等については開放するが、じゃぶじゃぶ池（教育の森公園・六義公園・神明都電車庫跡公園・音羽児童遊園）や水景施設（目白台運動公園）については、感染拡大防止の観点から今年度は利用休止としたい。

### 1 道路課

- 環三播磨坂中央分離帯水路の水流れの停止について

環三播磨坂中央分離帯水路の水流れについては、感染拡大防止の観点から5月28日から当面の間停止としたい。



## 協 議 事 項

## 1 学務課

## ● 学校施設使用事業について

緊急事態宣言が解除され後、分散登校により段階的に学校運営を再開するが、一斉登校を実施した段階で事業再開の判断をしたい。

## 2 児童青少年課

## ● 青少年プラザ (b-lab) について

東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」でステップ2となった段階で区の他施設の状況もふまえ開館する。利用にあたっては、当面の間、入場人数制限や一部施設の利用を制限する。

## 3 教育センター

## ● 児童発達相談センター事業について

緊急事態解除宣言があった場合であっても、感染拡大防止の観点から当面の間緊急事態措置と同様の取扱いとするが、国や都の動向を確認しながら段階的に拡大していきたい。

## ● 総合相談事業について

緊急事態解除宣言があった場合であっても、感染拡大防止の観点から当面の間緊急事態措置と同様の取扱いとするが、初回受付面接（インターク）については、受付から2か月待ちとなっていることから6月1日より段階的に開始する。

## ● 教育支援センター（ふれあい教室）について

区立学校の再開に合わせ、6月1日より分散登室を開始する。

## 4 真砂中央図書館

## ● 緊急事態宣言解除後の図書館サービスについて

5/27(水)から開館し、予約取り置き済み資料の貸出及び返却の受付のほ

か、新規の予約を受け付ける。ブックポストは5/26(火)から開放する。開館時間については、当面の間、感染拡大防止の観点から短縮し19時までとする。

また、上記サービスの一部休止による開館の後は、館内書架への立ち入りを6/10(水)から開始とし、これより更に1週間程度後に、状況を見たい。うえで閲覧席の利用を開始することとしたい。

## 緊急事態宣言終了後の区立障害者施設の対応について

- 東京都の休業要請の緩和基準に準じ、段階的に自粛を緩和する。

都基準 緩和措置のステップ		段階	施設	施設運営
ステップ0	現行の外出自粛の要請、施設使用停止の要請、イベント開催自粛の要請	現状	福作	・福祉サービスの提供休止
			若駒	・開所時間の短縮（11：00-14：00） ・原則的に、自宅待機を要請する。
ステップ1	都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和	緩和①	福作	・福祉サービスの提供休止 ・サービス再開に向け、1人あたり週1、2回程度の通所日を設ける。
ステップ2	クラスター歴がなく、3密になりにくい施設を緩和		若駒	・短縮運営（11：00-14：00） ・分散通所（週3日上限）により、身体的距離を確保しながら運営を行う。
ステップ3	クラスター歴があるか、又は高リスクの施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開	緩和②	福作	・福祉サービスの提供再開 ・分散通所（2グループ制）により、身体的距離を確保しながら運営を行う。
			若駒	・通常運営（10：00-15：30） ・分散通所（週3日上限）により、身体的距離を確保しながら運営を行う。
適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和		全開	福作	・全面開所（引き続き、感染予防策を講じたうえで）
			若駒	・全面開所（引き続き、感染予防策を講じたうえで）

※福祉作業所・・・全面開所をするまでの間、介護者の不在等により自宅で過ごすことが困難な利用者を対象に、見守り対応を行う。

各部（局・室・所）長 殿

総務部長  
(公印省略)

緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染予防に伴う対応について（通知）

令和 2 年 4 月 30 日付 2020 文総職第 180 号「新型コロナウイルス感染予防に伴う対応を要する期間の延長について（通知）」（以下「4.30 通知」という。）により、職員の皆様には国による緊急事態宣言の期間中における出勤調整等の対応についてお願いをしているところです。

一部報道によると、本日中に、緊急事態宣言が解除される見込みが高いとされている一方で、引き続き感染予防に努める必要があることから、その対応について通知しますので、職員の皆様においては、以下のとおりの対応をお願いします。

1 具体的な対応について

(1) 【テレワーク・時差勤務について】

テレワークの実施や時差勤務についてはすでにご協力いただいておりますが、今まで以上に活用いただくとともに、所属長においてはより一層の感染予防に努めてください。

(2) 【出勤調整等について】

4.30 通知により、事故欠勤による出勤調整等の対応を要する期間を緊急事態宣言の期間中としていましたが、解除された場合についても、感染予防の観点から、引き続き各所属の状況を踏まえ、必要に応じて出勤調整等の対応をお願いします。

なお、出勤調整中においては、所属と常に連絡が取れる体制を整えてください。

また、所属長においては各所属の職務の性質等を踏まえ、職務に資する取組となるような課題を各職員に対して設定していただきますようお願いいたします。

(3) 【り患の疑いのある場合について】

引き続き感染予防に努める必要があることから、り患の疑い（職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合）があり、任命権者が職務に就けることが適当でないと判断した場合については、事故欠勤（給与減額免除）が適用されることから、り患の疑いある職員は躊躇することなく届け出ていただきますようお願いいたします。

(4) 【その他】

上記対応により各職場とも、平時と比べて出勤している職員の数が少ない場合があるため、各種問合せ、依頼、内部調査その他急ぎの対応を要しない事項については、お控えいただくとともに、電話での連絡ではなくメールを活用するなど、職員の負担とならないような配慮をしていただきますようお願いいたします。

2 母性健康管理措置について

妊娠中の女性職員が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受けた場合は、職員課人事係までご相談ください。

3 会計年度任用職員の服務について

会計年度任用職員についても、上記1～2と同様の取扱いとします。

4 対応を要する期間

令和2年5月26日から令和2年6月14日まで

(1(2)については、令和2年6月14日より前に取扱いを変更する場合がありますので、その際は事前に周知します。また、令和2年6月15日以降の対応については、国及び東京都などの動向・要請等を踏まえ、事前に通知しますので、問合せはお控えいただきますようお願いいたします。)

**【問合せ先】**

総務部職員課人事係

内線：2248、2231

会計年度任用職員担当（3のみ）

内線：2238・2239